○国土交通省告示第六百十三号

駐車場法施行規則（平成十二年運輸省建設省令第十二号）第十二条の規定により公益社団法人立体駐車場工業会会長から登録認証機関の登録事項の変更の届出があったので、同規則第二十一条第二号の規定に基づき公示する。

平成二十九年六月七日　国土交通大臣　石井　啓一

変更に係る登録事項

・代表者の氏名　会長　石丸　寛二

○国土交通省告示第六百十四号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる者が行う講習を、既存住宅状況調査技術者講習として登録したので、同告示第十九条第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十九年六月七日　国土交通大臣　石井　啓一

(一) 登録年月日　平成二十九年五月二十六日

(二) 登録番号　第三号

(三) 氏名又は名称　一般社団法人全日本ハウスインスペクター協会

(四) 住所　長野県長野市大字高田八百八十五番地一

(五) 法人である場合の代表者の氏名

加藤　正明

(六) 既存住宅状況調査技術者講習事務を行う事務所の名称　一般社団法人全日本ハウスインスペクター協会

(七) 既存住宅状況調査技術者講習事務を行う事務所の所在地　長野県長野市大字高田八百八十五番地一

(八) 既存住宅状況調査技術者講習事務を開始する年月日　平成二十九年五月二十九日

(九) 既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名

深井　和宏、水野　健、西山　祐幸、加藤　正明、小林　良成、宮田　宗一、吉田　泰

○沖縄総合事務局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月七日から二週間一般の縦覧に供する。

沖縄総合事務局長　能登　靖

平成二十九年六月七日

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五百六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
那覇市字鏡水箕隅原五四二番一から同市字鏡水水溜屋原九七七番一まで	前	四一・〇〇～一七四・二〇メートル
	後	五三・二〇～一八〇・九〇　〇・〇四四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

六月五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政府のＴＯＣ条約の解釈に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

国鉄の分割・民営化三十年に関する質問主意書（宮崎岳志提出）

安倍昭恵内閣総理大臣夫人の学校法人加計学園に関係するイベントへの出席に関する質問主意書（宮崎岳志提出）

政府の方針に異を唱えたとされる釜山総領事の交代に関する質問主意書（宮崎岳志提出）

学校法人森友学園側と政府側の交渉記録について、安倍晋三内閣総理大臣が公文書管理法に基づいて行政文書ファイル等について廃棄の措置をとらないように求める考えがあるかどうかに関する質問主意書（宮崎岳志提出）

公道カートの安全対策強化に関する質問主意書（宮崎岳志提出）

国立美術館に展示されている著作権切れの絵画等の撮影に関する質問主意書（宮崎岳志提出）

参議院

議案受領（予備審査）

六月五日衆議院から次の議案が送付された。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）（衆第一九号）

議案付託

六月五日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

電子委任状の普及の促進に関する法律案（閣法第四六号）　総務委員会に付託

質問主意書提出

六月五日議員から次の質問主意書が提出された。

テロ等準備罪に係る実行準備行為と行政書士業務に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第一二〇号）

質問主意書転送

六月五日次の質問主意書を内閣に転送した。

東海再処理工場のシビアアクシデント防止等に関する質問主意書（川田龍平提出）（第一一八号）

報告書提出

六月五日委員長から次の報告書を提出した。

平成二十七年度一般会計歳入歳出決算、平成二十七年度特別会計歳入歳出決算、平成二十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十七年度政府関係機関決算書審査報告書

平成二十七年度国有財産増減及び現在額総計算書審査報告書

平成二十七年度国有財産無償貸付状況総計算書審査報告書

人事異動

内閣

特命全権公使　石田　直裕　大村　昌弘　加藤　元彦

特命全権大使に任命する（各通）

特命全権大使　二石　昌人

願に依り本官を免ずる（以上六月二日）

○防衛大臣臨時代理　国務大臣　菅　義偉

防衛大臣稲田朋美海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（六月三日）

○経済産業大臣臨時代理解職　国務大臣　山本　早苗（高市　早苗）

経済産業大臣世耕弘成帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　山本　早苗（高市　早苗）

内閣府特命担当大臣世耕弘成帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる